

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

負担限度額認定の対象外(利用者負担第4段階)に該当する世帯で、次の要件の全てを満たした場合に特例的に第3段階②の負担軽減を受けられるものです。

要件

- ① 2人以上の世帯に属していること(別世帯の配偶者も含む)
※ 施設入所により世帯が分かれた場合も同一世帯とみなす。以下②から⑥において同じ。
- ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設(特養)に入所し、利用者負担第4段階(施設が請求する額)の食費・居住費を負担していること。
- ③ 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年(その日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年)の「公的年金等の収入金額＋年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額。)」を合計した額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下であること。
- ④ 世帯全員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下であること。
- ⑤ 世帯全員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- ⑥ 世帯全員及び配偶者について、介護保険料を滞納していないこと。

必要提出書類

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 市町村民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置に係る資産等申告書
- ③ 入所、または入所する予定の施設における年間の施設利用料、食費及び居住費について記載されている契約書などの写し
- ④ 所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類 ※世帯全員分
- ⑤ 預貯金等の通帳等の写し(負担限度額申請と同じ) ※世帯全員分